

令和5年度第2回山梨県社会福祉審議会議事録

日 時 令和5年12月15日(金)
午後5時～6時30分
場 所 恩賜林記念館 大会議室

出席者(五十音順、敬称略)

委員：池田 久剛	石井 貴志	磐上 教道	亀山 倫世
北村 大	久保田 正春	栗原 信	駒谷 治克
佐藤 吉沖	清水 好美	志村 史哉	進藤 美佳
鈴木 淳郎	鷺見 よしみ	高野 孫左エ門	高原 仁
竹内 稔	田中 勇	田村 一貴	丹澤 俊樹
奈良 妙子	畠山 和男	原 理	平井 美樹夫
藤巻 稔	古屋 義博	望月 敏子	山縣 然太郎
山田 かつき			

事務局：井上福祉保健部長、小澤福祉保健総務課長、内藤総括課長補佐、
渡辺課長補佐、望月副主幹

1 開 会

2 福祉保健部長あいさつ

3 委員長あいさつ

4 議 事

(1) 令和5年度第1回山梨県社会福祉審議会の審議結果について
事務局

議事(1)について説明

委員長

議事(1)について、御意見・御質問があるか。

委員

令和5年度からの介護現場革新会議の立ち上げについて、この会議の現状、あるいは進捗状況、これまでの成果について、情報があれば教えて頂きたい。

事務局

所管課(健康長寿推進課)から改めて回答させていただく。

委員長

その他、意見あるか。

委員

なし。

委員長

それでは、次の議事に移ります。

(2) 山梨県地域福祉支援計画の素案について

事務局

議事(2)について説明

委員長

議事(1)について、御意見・御質問があるか。

委員

素案 p46※7 の表記が読んでいて違和感があるため、見直して頂きたい。「重度な要介護状態となっても、人生の最後まで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう～」としてはどうか。現行の表記では読みづらい。

素案 p62「キ 福祉教育の充実」について、文が途中で切れているような印象を受ける。「総合的な学習の時間や特別活動などを中心に学校での福祉教育の実践を推進します。」とした方がよりわかりやすいのではないか。

素案(概要)の相談体制の強化における指標が、在留外国人からの相談等への対応件数となっている。相談の種類は在留外国人からの相談以外にも様々なものがある中で、これを数値目標とした意図があれば教えて頂きたい。

素案(概要)の児童福祉の推進について、生活貧困世帯の子どもへの学習支援を利用する子どもの数を指標とし、70人から140人にアップすることとしているが、これは本当にいいことなのか。子どもたちが負の連鎖を断ち切るためには、高校進学・大学進学ということが重要となってくるので、こうした学習支援を利用した子どもの高校進学率や大学進学率を指標とした方が望ましいのではないか。学習支援を利用するというのは手段であって、親の経済力に関わらず、高等教育を受けて自分でキャリアを選択できることが目的であるから、前述の数値目標が増えるのはいいことだと思う。

事務局

素案における標記についてのご意見に関しましては、再度内部で確認調整を行う。

相談体制の強化及び児童福祉の推進における数値目標については、庁内で指標となりうる数値を照会した中から選出したものであり、藤巻委員のご意見をふまえ、再度確認・検討する。

委員長

目標の指標には、①最終的なアウトカム、②それを達成するための個人の行動、③個人の行動を促すための環境整備の3つのレベルがある。福祉分野における指標の場合、大概是環境整備のところで終わってしまう事が多い。藤巻委員のおっしゃる進学率は成果を示

す指標であり、その成果を達成することで、整備の意味が見えてくるものである。ぜひもう一步先に行く指標の作り方を検討して頂きたい。

一方で、指標とするには既存のデータがあることが望ましい。藤巻委員案については個人の希望と結びつくデータを探すことが難しい部分もあるため、総合的に判断しながら、指標の作り方について検討して頂きたい。

委員

素案 p33 に、基本的な考え方の中に、「孤独・孤立対策地域協議会」の設置が求められているところだと示されておりましたが、p57 基本的施策「コ 孤立死・孤独死等の防止」には孤独・孤立対策地域協議会の設置を求められていることに対する対応の仕方、考え方が掲載されておりませんので、可能であれば、具体策や意向を伺いたい。

事務局

委員ご指摘のとおり、素案には具体的な取組みを掲載できていないところではあるが、社会福祉協議会や地域福祉を担う民生委員の方々、関係団体と連携しながら、どうすれば具体的な取組み、支援に結びつくのかを協議していく。

委員長

高齢者だけでなく、子育て世代も含めて孤独・孤立が問題となっている中で、顔の見える関係、人と人とのつながりをどのように具現化していくのかということだと思う。ぜひ具体的な取組みというところについても今後検討をお願いしたい。

委員

素案 p54 のユニバーサルデザインについて伺いたい。ユニバーサルデザインは県内の全ての人に対して充実させるという視点も重要だが、県外から来られる高齢者や外国人に対しても必要なものだと考える。今は車椅子が適用したところしか回れないような状況だが、バリアフリーツーリズムとして、県外から高齢者が車椅子等で来られても、様々な場所を訪れることができる取組みにあるように、個人が行きたいところに行けるようにするにはどうサポートしていくか検討する必要がある。笛吹市では、こうしたバリアフリーツーリズムを進めているところであるが、県としてそのような取組をする方向にあるのか、バリアフリーツアーセンターは長野県や神奈川県など日本中色々な場所にあるので、山梨県としてどのように考えているのか伺いたい。

DWAT について、私たちは JRAT を行っており、要援護者の支援は、連携して行っていかなければならないと考えているが、DWAT についての実態を把握できていないのでどのように連携をとっていけばいいのかかわからずにいる。DWAT との連携をどのようにとっていくのか県として示していただかないと、何のために DWAT をつくったのか見えてこない。これまでの災害関連死の予防は、災害で避難してい

るときにだんだん弱って行って亡くなってしまふ者を予防するものであるが、熊本災害の際には半数の方が災害関連死で亡くなってしまっている。災害関連死の予防は災害の死亡の予防より大切な事だと思うので是非組織化を進めて頂きたい。

事務局

バリアフリーツーリズムに関して、現状山梨県で組織化してこのような取組を行っている事例はないが、今頂いたご意見を観光関係課や高齢・障害関係者に共有させていただき、実際取り組んでいることがあればご報告させていただく。

DWATについて、今年の3月に組成をし、新規チーム員41名、9月に43名が参加し、プラス84名で活動しているところですが、実際に実践的な研修等ができていないのが現実。国からは医療分野、保健分野と連携しながら進めて欲しいという話があるので、医務課や関係課と調整しながら、互いに情報共有をできるような形で取り組んでいきたい。

委員長

保健領域において、DPITが生活支援をおこなっている。福祉の領域において、専門性を要する人を新たに救援チームというのを設けなければいけない所だったと思われる。DMAT、DWAT、DPITとたくさん出てきた中で、縦割りにならないように連携して災害地で地域のニーズに応えることができるような研修が必要。

事務局

Dのつく様々なチームがあって、何がどういったときというところは複雑に見えてしまうところだが、どちらも災害時に地域の皆様が安心してというところで支援をおこなうものであるので、関係課や団体の皆様と連携して進めていきたい。

委員

コロナ禍で開催された、ある病院が主催するZoom会議で、県下の精神科の施設長もしくは事務局長さんが、虐待がなぜ起こるのかという話の中で、「職員を定着させたり、指導するとやまゆり園のようになってしまう」とお話しされた。精神病院の上の方がこのような意識でいれば、虐待はなくなるとショックを受けた。県でこのように計画の中で謳っていることと現場には相当ギャップがある。こうした感覚の経営者がいるということについて、ご意見を伺いたい。

事務局

実際現場でどのようなことが起きているか、県で把握するのが非常に難しいと感じているところである。今年はコロナが5類に移行したため、高齢者施設や医療機関等において以前より面会ができるようになり、ご家族の方が様子を見ることができるよう環境が増える一方で、職員の方が抱えるストレスもあり、虐待案件が増えているという報道を目にしている。虐待が起きたときに県としてどういった対応をするかという点においては、施設や市町村からの通報があっ

た場合には、直ちに聞き取りを行う。実際に現場で起きている事に対してどこまで行政が踏み込めるかについては、個人の人権に関わることでもある。現場で起きたことについては実践的な取組を行いたいと考えているところであるので、そうした声があれば県や市町村にお寄せ頂きたい。虐待はあってはならないことなので、防止に向けて、働いている方やご家庭で介護されている方に研修をしているところ。そうしたことから防止に繋げていきたい。

委員

p55の具体的な取り組みにおける民間団体等の活動の促進 64 番に「民生委員・児童委員活動保険への加入により、民生委員・児童委員が安心して活動できる環境を確保します。」とある。今、民生委員は活動保険にひとつ入っている。民生委員は公的なボランティアとして給与や手当をもらっていない。したがって現在、活動保険のうち2分の1を個人で、残りを公費で出して頂いているところ。現在、全国民生委員児童委員連合会から厚労省へ全額公費負担していただくようお願いしているところである。ここで、計画にある文章については、新たな保険という意味であるのか、保険への加入によりということをご説明頂きたい。

事務局

これまでの計画にも掲載されていた内容になるので、新たな保険という意味ではない。

委員

現在民生委員は全員保険に加入しているが、当該文章は、まだ加入していないので、加入により活動を促進しますという風にとれるので、現実と違う。

事務局

もう少しわかりやすい表記に変更する。

委員

2分の1は県で負担して頂けると良いと思う。

委員

栄養士会の方でも、孤独のお年寄りやヤングケアラー、生活保護者、生活困難者などに、設備が少なく、火が使えないような部屋で電気ポットひとつを用いて、簡単で、安く、栄養バランスが良い食事の作り方について説明する講習会をしているので、具体的な取組の中に組み入れて頂きたい。

DWATについて、避難所の課題の中に「持病により食事制限があるが食事などの支援を受けることができず」と書いてあり、栄養士会には災害支援の専門の栄養士がいるので是非組ませて頂きたい。昭和町で行われた災害の訓練の際にもリハビリ、看護の方と一緒にやりましょうという話になったので、是非そうしたつながりに栄養士会も入れて頂きたい。

事務局

栄養士会でも、孤独、ヤングケアラー、生保の関係等に取り組ん

で頂いていて具体的な事例があり、DWAT に関しても様々な取組をして頂いているので、関係性を各課と調整しながら連携をさせて頂きたい。

委員

社会福祉法人で虐待が一つ出るとものすごい騒動になるが、全国 2 万法人がある中で起きたこと。これも絶対にあってはいけないことではあるが、大体の福祉施設の方が正しく運営をしているということをご理解頂きたい。一つの施設で虐待がでると全ての施設で全部だめなのではないかという世の中の状況になりがちで非常に心を痛めるところなので一つご理解頂きたい。全国経営者協議会では第三者評価をするという形で、外部の委員が入って見て頂くということを進めているところ。お金がかかるので、なかなかやって頂けない。私どもの施設も 2 年に 1 回、その方達が障がい者の方に「困ったときに先生達は聞いてくれるか」等を直接聞いて、そこで評価をしてもらい、上の者がそれを受けて判断をするというような形をとっている。

福祉施設では公定歩合という形で職員の収入を施設が負担しないため、3 年くらい単価が変わっていない。一方で経費がどんどん上がってきているので、今年老人施設は 64%程が赤字となっている。赤字で、収入を上げてはいけないという制約の中で国の方から人件費をあげる必要があるが、予算的にも殆どの施設が非常に厳しい状況である。施設では、職員を 3 人くらい減らしてなんとか利益を保っている状況。施設の現場としては本当に疲弊をしているのが現状。職員に余力が無いというところで、強い言葉がでてくるのかと考えられる。

委員長

現場の意見本当に重要。それを踏まえて、国の施策、自治体の施策としてどうしていくのか。職員さん、介護する人達には多大なストレスがかかると想定されるが、そういった人に対するストレスマネジメントや支援はそれぞれの施設でされているのか。

委員

施設による。老人施設は樋口先生に来てもらっている。ある程度のスケールのある法人ならできるが、山梨県としては 1 法人 1 施設が多く、職員数も 40 人程度となってくるので大抵はそこに経費をかけられない。

委員長

人材の育成や経費の問題だけでなく、そこで働く人に対するソフト面での支援を自治体等が工夫していく必要があると思うので、プランを実際に運用するときにお考え頂きたいと思う。

委員

資料 3 について、①数値目標に市町村数が記載されているが、可能であれば全部でいくつあるのか記載されているとわかりやすい。

②障害者福祉の推進における、数値目標が共生社会に対する県民

の認知度となっているが、県民の認知度となるとかなりたくさんの方が母数になると思うので、それで100%は絶対不可能ではないか。そうであれば、絶対達成不可能な数値にすることは無いと思うので、もう少し現実的な数値にする。

障害者福祉の推進という、昔から言われてきた問題を県民の認知度という指標で達成状況を判断していいものなのか。新しく出てきた問題に対しては、そうしたレベルでもいいが、これはかなり前から問題になっていることで、仮に県民が100%知っていてどうなのかという話になりかねない。もう少し福祉の推進をしていることが現れる適切な指標があるのではないか。

事務局

障害者福祉施策は確かに昔からずっと取り組んでいるもので、「共生社会」という言葉を広く県民の方が100%認知したからといってそれが障害者福祉施策に直結するののかということも確かに考えられる。しかし、昔から取り組んでいる施策ではあるものの、なかなか理解が進まないことや、広く知って頂くことができてないという現状があるというのも一つの課題である。まずはそういった意識を持って頂くということが非常に重要なものであると考えられるので、このような指標を設定している。100%という数字については現実的ではないという指摘を頂いていますが、指標自体が何もないところから数字を出すのは非常に難しいので、数値目標の取り方については関係課と調整し、検討する。

委員

共生社会という言葉は学校現場では子どもでも知っている。それを改めて認知度としてとることの意味が理解できない。どうせ調べるなら、障害者福祉のサービスを受けている人やその家族にアンケートをして、満足度のようなもので、全部計らなくともある程度の人をピックアップして計ってみてもいいのではないか。どこで、誰がという難しさはあると思うが。福祉関係の職場で働いている職員の方でも良い。患者さんを見ていて、昔と比べて現在どうなったのか、サービスを提供する側として、満足のいくサービスを提供しているという感覚があるのであればそれは上がっていていることを反映する数値になるのではないか。そういったところをもう少し突っ込んで考えていかないと、これはただ数字でおいたからととられても仕方ない。

委員長

指針に関して、今回の改正については、次の新たな計画を作る時の大きな課題だと思う。実態調査でとっていくというのも一つの手だが、国の調査などもあるので、どこを活用できるか、もう一度事務局の方でも次回に向けて取り組むということをお願いしたいところ。教育の中で、習っていない世代もある。子ども達は、今そういったことを習ってきていて、こういう世代が増えていけば、当たり前の言葉として出てくるようになるし、本当の意味も理解した上で

こういう言葉が使えるようになる。

委員

共生社会の中で、当法人では障害者が地域の方をサポートする、困りごとを助けるようなサービスを展開している。そういうところ一つ一つを積み重ねていく、実例を増やしていくというのが良いと思う。高齢者施設と障害者施設が連携をして困りごとサービスを地道に一つ一つ作っていくことが、共生社会が広まっていくことにつながる。それは絶対に実現できることである。障がい者にも地域のためにできることは実体験で絶対にある。

虐待について、施設の者として、一番思うのは、仕事の対価としてもらえるものが少ない。今は国や県の方でも賃上げ支援をして頂いていて非常にありがたく、職員にその話をすると笑顔がでる。やはり、一般のこの仕事の認知度や社会的地位を高め、皆さんに認めてもらいながら、しっかりした報酬をもらえることに到達しないといけない。

DWAT について、私どもは設立に携わっている団体で、設立の際、これだけの施設の関係者と主要な所だけでいいのか質問をした。そのとき県では、とりあえず設立をして、次第に関係団体を増やしていくという説明を受けた。せつかく今色々な団体に声をかけて頂いているので、どんどん仲間に入って頂いて、組織化を進めていくのが良い。

スポーツの関係、パラスポーツのコーディネーターを派遣することについて、ボッチャや新しい競技が出てきていて、施設の高齢者の方が、施設内でできるスポーツも増えてくると思うので、是非コーディネーターの方を派遣して頂き、広げていきたい。そういうものがあると、より意欲を持って生活して頂けるようになると思う。

事務局

パラスポーツについて、スポーツ振興課が所管していますので、ご意見を伝えて、より具体的に取り組んでいければと思う。

DWAT について、少しずつ増えてきているが、発災時に実践的に動けるように研修等を行いながら進めていきたい。

虐待に関して、仕事の認知度、仕事に見合った対価について、介護・障害のサービスを提供している職員の方は大変な仕事をしているが一般的には低賃金になっている。賃金格差により定着に結びつかないということもある。来年は国の公定価格の改定もあり、県の方でも、認知度を上げ、業務の魅力を広く周知していき、職員の方が働きやすい・働きがいを感じられる環境を整備し、ストレス・虐待をなくすことに繋げていきたい。

山梨県地域福祉支援計画は、県の総合計画の部門計画であり、一方で、県の福祉に関する計画（地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童福祉等）の上位計画に位置づけられており、個々の具体的な取組については、本年度改定の時期を迎えるそれぞれの計画の中で実効性のある取組や数値目標を検討しているところ。関係課

にも数値目標の考え方を伝えて、適切な指標を考えて参ります。

委員

DWATに関して、年によって派遣に差がでてしまうことや、一部の施設で負担になることのないように、県内施設皆で平等に出し合おうと、7年に1回各施設が担当し、平均的に一定数を派遣できるような形にしている。保育の団体が少ないと聞いている。専門的な方がいないと災害時の支援は難しいので、各団体に安定的に人材を出してもらえそうな仕組みをお願いしていくのが良い。

事務局

チーム員の職種、資格、居住地も重要になってくるので、県としても、今の体制に満足せずに、今後より多くチーム員の方を確保していきたい。同時に、実践的な訓練を積み重ねていかないと、実際に効果が無いので、そうしたことも踏まえて、関係機関と連携しながら取り組んでいきたい。

委員

p55の防災・防犯体制の強化69番について、誤解を与える可能性がある。「地域住民に身近な民生委員・児童委員が、災害時に避難行動要支援者の支援を行うことができる体制整備を促進します。」との記載が、何かあったときに必ず民生委員さんが来てくれるというような誤解を与えてしまう原因になる。東日本大震災で民生委員56名が犠牲になり、北部九州豪雨の時長崎の民生委員さんが日頃見守りをしている高齢者から電話で来てくれと言われ、一人で行ってその高齢者とともに犠牲になってしまった。今、全民児連では、発災時にはまず第1に自分の身の安全を確保すること、第2に家族の身の安全を確保すること、第3に、災害がある程度収まったところで、支援者の避難を積極的に進められるようにすることと申し合わせている。69番は何かあったら民生委員が来てくれるようにとられてしまうので是非訂正をして頂きたい。

事務局

誤解の無いような文言に検討させて頂きたい。

委員

個別避難計画については、自治会や自治会長が中心となって民生委員はそれに協力しているところなので、そのことも書き加えて頂きたい。

委員

データを集約されて、様々な方面からアプローチされたこうした資料、具体的な取組、施策について改めて知る機会となった。認知度ということに関して、これだけの取組、施策、支援をしようという姿勢があるにも関わらず、知らなかったという県民が多いのではないかと感じる。山梨県PTA協議会として公立の小中学校の保護者が組織する協議会の代表を務める中で、子どもファースト、子どもに還元されるそんな一助になればという思いでいる。子どもの健やかな成長のサポートのためには子どもを取り巻く環境、保護者や

教職員の先生方等、子どもの近くにいる大人の存在が重要だが、家庭の中では、親である保護者の手によってあやめられてしまう子どもの事件も多発している事を考えると、子どもだけでなく、子どもを通して悩んでいる、困っている保護者へのサポート、アプローチも何かしらできないかどうか意見交換をすることもある。そうした中で、こうした情報が届くべき人の元に届いて欲しいと感じる。施策として謳っていることで安心して頂くだけでなく、きちんと届いて欲しい人のところに情報が届くようなアプローチを併せてお願いしたい。自分から情報を取りに行く時代かもしれないが、子育て世代の方々はそうしたことを欲している。情報を取りに行かなくても情報が降ってくるぐらいが理想的。これだけの施策、具体的な取組を進めてくださり、感謝申し上げます。そこから市町村の自治体との連携もよろしくお願いしたい。

事務局

子どもを取り巻く環境や、子どもの周りの身近な大人、あるいは地域、皆がそれぞれ連携をとりながら何かして行けたらというところについておっしゃる通りだと感じる。県でも色々な部署で色々な施策を実施しているが、その情報が必要な人に必要な情報が行き届いているかということに関しては、画一的な周知では必要な方に届かない場合もあるので、どうした方法がいいかということも考えながら施策を皆様にご理解頂き、かつ具体的な実効性のある取組にしていければいいと考えている。

委員長

素案の2ページ重層的支援体制事業をご覧ください。上のポンチ絵の受け止めに「相談窓口に来る人を待つ、対象者が訴えて来るのを待つ。」とあるように、訴えてくるのを待つというのが福祉・医療の基本的な姿勢である。病院に行かなければ治療を受けられないし、申請をしなければ、福祉サービスは受けられない。一方で下の図では、重層的支援の時に、生活課題を抱えるケースを見つけに行く、アウトリーチでSOSを積極的に受けていくことになっている。保健の領域では、保健師さんたちがちょっとしたおせっかいをして「大丈夫ですか」と声かけをすることや、福祉の分野における「こんにちは赤ちゃん事業」に代表されるように、顔の見える関係になりながら、来た人だけでなく、ニーズを受け止めていくことが国の進めていく重層的支援、プッシュ型支援のなかで実現していく。こども家庭庁の創設により、保健と医療と包括的な形で支援をしていく体制ができていくというのが今年4月からの体制だと理解している。一方で、アウトリーチの中で「見つけに行く」という表現はレッテル貼りになる可能性があるため少し気をつけた方が良さ。「あなたちゃんとしなさい」「あなたこうしなさい」といったレッテル貼りのような見つけ方は絶対にしてはいけない。自立を尊重した、対策をしていく。皆さんは地域の中のステイクホルダーであるので、決して悪いことをしている人を見つけに行くようなことにならないように。

委員

田村委員からの発言について、病院を運営する立場の者で何があっても言うてはいけないこと。これから団体としても、教育をしつかりとしていかなければいけないが、県の方でも人を育てる中で、介護人材など、現場の人間を育てる事も必要だが、管理者に対して、考え方など教育を普及させていくことが必要だと思う。

地域包括ケアについて、認知症の方が地域にいられなくなったときのために、初期集中支援チームという活動がある。冊子の中にも初期集中支援の活動を支援しているという記載があったが、今活動が落ちている。コロナ禍でなかなか集まれず、訪問も行きづらいことがあり、休止中のチームも結構あると考えられる。そのなかで県から強いリーダーシップをもって、活動の復活、拡大を考えて頂きたい。

事務局

担当課にもお話を伝える。虐待の関係について、福祉プラザの中にある介護福祉総合支援センター、社協でも職員を対象とした研修や中堅クラス、管理職向けの研修も行っているので、ご活用して頂きたい。

委員長

成年後見について、この中ではどう扱うのかということ疑問に思った。国が推進している成年後見制度の推進に向けた取組について、県でどのように取り組んで行くのかは重要な課題であると思う。

5 その他

事務局

本日いただいた意見を踏まえ、委員長に相談の上、パブリックコメントに出す最終案を作成したいと思うがよろしいか。

(異議なし)

6 閉 会